

消費者からみた食品表示

独立行政法人国民生活センター 理事 宗林 さおり

1. 消費者の食品表示に関する関心度

食品自体に対して、あるいは食品表示に対して消費者の関心度についての調査は多い。内閣府における世論調査、食育に関する意識調査、消費者庁における栄養表示に関する読み取り調査等々である。しかし、質問の仕方によってその結果は大分異なっており、食品表示の各項目の重要性についての認識は高いものの、実際食品を選択する際に重視しているという項目としては、複数のアンケート調査で共通した結果として、おいしさや価格の優先度が高くなっていく。

2. 各地消費生活センターに寄せられる苦情相談

各地の消費生活センターで受けた苦情相談を、約 1000 か所に設置された端末から入力されるデータベース「全国消費生活相談情報ネットワーク・システム 以降 P I O - N E T」には年間約 100 万件の苦情が寄せられている。その中で食料品や外食等の食品表示についてみると約 7000 件であり、この表示・広告に関する苦情は食品の異物混入の苦情件数と年度別の傾向が良く似ている。また 2007 年に複数発生した食品偽装事件、冷凍食品への農薬混入事件等の影響も見て取れる。

商品別に見てみると健康食品が全体の 22%、調理食品が 10% と多い。事例の内容も様々だが、中にはアレルギー表示の欠落によるアナフラキシショックを起こした例等も見られる。

3. 個々の食品表示においては法的意味の理解が大切

今回の食品表示法によって栄養成分表示が義務付けされた。個々の商品の表示を消費者が活用していくためには、1 日にエネルギーをはじめ各栄養素の食事摂取基準が知識として必要であり、摂取の現状についても知識を有していることが望ましい。また、強調表示や遺伝子組み換え食品の表示については、文言 1 つ 1 つについて法的意味が定まっているので、食品や栄養の専門家には基本的要素でもあるが、消費者が読み解くのに必要不可欠な知識である。

4. 機能性を表示する食品

機能性を表示できる食品として、特定保健用食品の他に機能性表示食品が今年度より登場した。これまで「いわゆる健康食品」は、機能性を謳えないが故にイメージだけを誤解して抱かせる表示が多く見られたが、機能性表示食品は、事業者が表示の責

任をもち消費者庁へその届出する制度である。

これまで粗悪品と見分けられなかったのが分かりやすくなり、事業者の説明責任もはっきりした。ただし、届出内容が公表されることで消費者団体や食品の関連団体から数多くの問題点を指摘しており、消費者庁がどのように対応していくのか課題が出ている。また、特保と同じく、機能性表示食品を消費者が利用するにあたっては、根拠となる試験結果の見方、摂取する対象者や摂取の条件、医薬品との効果の違いのイメージ等々を消費者が誤解しないように正確に読み取る力が必要となる。

5. 最後に

食品表示は食品を知り得る最大の情報であるが、それぞれ記載内容は法律に基づいた表現で、その意味するところを正しく理解する知識を持たないといけない。また、機能性の表示についても、その機能性の程度、摂取対象者・摂取条件等々を正しい知識を身につけることが非常に大切である。これらは講義での食育の大切さとも言い換えられるかもしれない。

講師プロフィール

宗林 さおり (そうりん さおり)



職 歴

昭和	56年 4月	国民生活センター	入所
平成	15年 10月	独立行政法人	国民生活センター
	24年 7月	消費者庁	消費者安全課長
	27年 1月	独立行政法人	国民生活センター 理事
		現在に至る	

大 学 日本女子大学 家政学部 食物学科 非常勤講師

委 員 等

- 内閣府消費者委員会特保調査会オブザーバー
- 相模原市消費生活審議会委員
- 公益財団法人 日本健康栄養食品協会 評議員
- 一般財団法人 ベターリビング 評議員
- 健康科学学会 評議員

安全課長出向時まで

厚生労働省	薬事・食品衛生審議会委員
	医薬品第一部会委員
〃	薬事分科会委員
〃	一般用医薬品部会委員
〃	化粧品・医薬部外品部会委員
内 閣 府	消費者委員会食品表示部会委員